

令6福情答申第2号

令和6年7月1日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会指導部安全・安心推進課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第1項の規定に基づき、令和4年5月2日付け教安第4号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定高等学校副教材選定について、『教科会において適切に選定する』、との文言が書かれた規定、規則、要領、基準等」に係る非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「特定高等学校副教材選定について、『教科会において適切に選定する』、との文言が書かれた規定、規則、要領、基準等」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年3月24日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和4年3月15日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和4年3月24日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年4月5日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

本件非公開決定処分は次のとおり違法不当である。

教高育第 263 号弁明意見書に情報公開請求受付 2212 号に関する内容が書かれているため、非公開の理由にあたらなないと考える。文書を作成しているはずであり、公開を求める。

(2) 反論意見書における主張

令和 4 年 7 月 4 日付教高育第 74 号の弁明意見書の内容は、審査請求人の審査請求の主旨ではないものとなっている。福岡市教育委員会に対し、審査請求内容にそった弁明意見書の提出を求める。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 本件対象文書について

審査請求人は、令和 4 年 3 月 12 日付け教高育第 263 号弁明意見書に情報公開請求第 2212 号に関する内容が書かれており、非公開理由にあたらなないと考えるとともに作成文書が存在すると主張しているものと解される。

(2) 本件決定を行うに至った理由

福岡市立高等学校管理規則（以下「管理規則」という。）第 7 条第 2 項において「教科書以外の教材の選定は、別に定める基準により校長が行う。」との規定がある。「別に定める基準」については、学校の実態・生徒の学力状況、進路希望や生徒が学習する上での有用性等を考慮することを意味しており、選定するための規定、規則等を示すものではなく、規定、規則、要領、基準等を示すための公文書は存在しない。また、公文書を作成しなければならないという規定もない。

そのため、この度の公文書公開請求に当たり、当該請求に係る公文書を保有していないとして非公開決定とした処分は、妥当なものであると考える。

(3) 口頭意見陳述での主張

「別に定める基準」について実施機関として作成したものはないが、平成 27 年 3 月 4 日付の文部科学省通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（以下「文科省通知」という。）において、関係法令や学習指導要領の趣旨に従うこと、児童生徒の心身の発達の段階に即していること、保護者の

経済的な負担が過重とならないよう留意することなど示されている。この内容は、副教材選定の実務を担う学校現場においても十分に認識している。

また、文科省通知では、各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態に応じ、校長の責任の下、教育的見地から有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であるとされている。ここでいう実態とは、例えば、生徒の進路希望の状況や、毎年採択される教科書の内容に沿う有用性のある副教材を選定することを指すと考えられ、そのような実態を最も把握している現場の教員が、教科会という形で協議・検討を行って、その結果を校長に提示している。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、特定高等学校における副教材選定について管理規則第7条第2項に規定する「別に定める基準」に相当する文書（以下「本件対象文書①」という。）及び教科会の設置根拠や分掌事務について記載された文書（以下「本件対象文書②」という。）であると解される。

##### 2 本件対象文書の存否について

###### (1) 本件対象文書①について

本件対象文書①については、管理規則第7条第2項において「教科書以外の教材の選定は、『別に定める基準』より校長が行う」とされていることから、「別に定める基準」としては、管理規則の運用の細目として実施機関が作成する文書が想定されるが、実施機関によれば、上記第3、2、(2)に記載のとおり実施機関では作成しておらず、各学校は文科省通知を踏まえて副教材の選定を行っているとのことであった。

そこで、当審査会において文科省通知を確認したところ、各学校においては、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地から有益適切な補助教材を有効に活用することが重要である旨の記載に加えて、

留意事項として、関係法令や学習指導要領の趣旨に従うこと、児童生徒の心身の発達の段階に即していること、保護者の経済的な負担が過重とならないよう留意することなどが記載されていることが認められた。

また、文科省通知の内容を各学校に対して通知した文書が存在すれば、本件対象文書①になり得ると考えられるが、実施機関に確認したところ通知はなされていないとのことであった。

以上の点を踏まえると、実施機関が「別に定める基準」を保有しておくべきではあるものの、本件対象文書①を保有していないという実施機関の説明自体には、不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を保有していることをうかがわせるような事情も認められないから、実施機関が本件対象文書①の不存在を理由に行った本件決定は、妥当と判断する。

#### (2) 本件対象文書②について

実施機関によれば、副教材の選定に当たっては、児童生徒の実態等を把握している各教科の教員が、教科会という形で協議・検討を行って、その結果を校長に提示しているとのことであった。

当審査会において、管理規則における職員組織等の規定や特定高等学校の校務分掌を確認したが、教科会の設置や分掌事務についての記載は認められなかった。

以上の点を踏まえると、本件対象文書②を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められないから、実施機関が本件対象文書②の不存在を理由に行った本件決定は、妥当と判断する。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月2日	実施機関からの諮問
令和4年7月4日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年8月24日	審査請求人の反論意見書を収受
令和6年2月28日（第2部会）	審議
令和6年3月13日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和6年4月24日（第2部会）	審議
令和6年5月27日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子